移動型Ｘ線撮影装置及び保守一式
仕様書

独立行政法人地域医療機能推進機構　相模野病院

移動型Ｘ線撮影装置及び保守一式仕様書

１．目的

本仕様書は、独立行政法人地域医療機能推進機構相模野病院（以下「甲」という）における移動型Ｘ線撮影装置及び保守一式について、必要な事項を定めるものである。

２．契約件名

移動型Ｘ線撮影装置及び保守　一式

３．履行場所

〒252-0206　神奈川県相模原市中央区淵野辺 1-2-30

独立行政法人地域医療機能推進機構　相模野病院内

（概要）病床数　２１２床

外来患者数（一日平均）　７２０人

入院患者数（一日平均）　１６０人

４．納入期間

平成 27 年 10 月 13 日から平成 27 年 11 月 30 日までの間

５．機器の条件

Ⅰ．　技術的要件の概要

（１）本件調達物品にかかる性能、機能及び技術等（以下「性能等」という）の要件（以下「技術的要件」という）は、Ⅲの「調達物品に備えるべき技術的要件」に示す通りである。

（２）技術的要件は必要とする最低限のものを示しており、入札機器の性能がこれを満たしていないと判定された場合は不合格となり、落札決定の対象から除外する。

Ⅱ．　その他の条件

（１）入札機器は、入札時点で製品化されていること。

（２）入札機器のうち、医療器具に関しては納入時点で薬事法に定められている製品又は輸入の認証を得ている製品であること。

Ⅲ．　調達物品に備えるべき技術的要件

「性能、機能に関する要件」

1. C アーム装置

1-1　開口部サイズは７７cm 以上であること

1-2　焦点・イメージインテンシファイア（I.I.）入力画面の距離は９９cm 以上であること。

1-3　内径（奥行き）は６１cm 以上であること。

1-4　円弧スライド角度は１１５度以上であること。

1-5　横回転角度は±１８０度以上であること。

1-6　上下動範囲は４５cm 以上で、電動で作動すること。

1-7　Ｃアームの固定方式はレバーロックであること。

1-8　前後スライド範囲は２０cm 以上であること

1-9　首振り（旋回）角度は±１０度以上であること。

1-10　本体重量は３２０kg 以下であること。

1-11　装置幅は後輪を含め９０cm 以下であること。

1-12　装置の移動は後輪ステアリング方式で任意の方向に移動が可能であること。

2. X 線発生装置

2-1　高電圧装置はインバーター方式であること。

2-2　連続透視電流は最大７.２mA 以上であること。

2-3　デジタル撮影（ＤＲ）が可能で最大電流は１２.２mA 以上であること。

3. X 線管球

3-1　陽極蓄積熱容量は５０,０００HU 以上であること。

3-2　焦点サイズは０.６mm 以下であること。

3-3　X 線管装置熱容量は１,２００,０００HU 以上であること。

4. イメージインテンシファイア（I.I.）装置

4-1　視野サイズは９インチ以上であること。

4-2　視野サイズは６インチ以下にズームが可能であること。

4-3　入力面直径は４０cm 以下であること。

4-4　外形長は５０cm 以下であること。

5. X線テレビカメラおよびモニター

5-1　　ＴＶカメラ方式はＣＣＤ方式であること。
5-2　　モニタータイプ／サイズは、高輝度液晶／１８インチ以上であること。
5-3　　モニター台数２台以上であること。
5-4　　モニター表示マトリックスは１０２４×１０２４以上であること。
5-5　　モニター輝度は最高２５０カンデラ／平方 cm 以上であること。

6. 画像メモリー装置
6-1　　画像メモリー容量は２５画像以上であり、ラストイメージホールド(LIH)機能を有すること。
6-2　　画像処理機能はノイズリダクション、エッジエンハンス機能を有すること。
6-3　　ラストイメージホールド（LIH）で画像の回転が出来ること。

Ⅳ.　性能、機能以外の要件

1-1　　本調達に伴なう機器の搬入、据付、調整等は、当院職員の意見を聴取し、指示に従って行うこと。
1-2　　電源は単相１００Ｖ であること。
1-3　　当該機器のマニュアルは日本語で提供すること。

Ⅴ.　保守、サービス体制は以下の要件を満たすこと。
1-1　　納入検収後 1 年間は無償で保守点検を行うこと。
1-2　　年間を通じて 24 時間の連絡体制を整えること。
1-3　　本調達費用には、納入検収後 2 年目～6 年目までの保守点検（フルメンテナンス）費用を含むものとする。
1-4　　2 年目以降の保守点検は、X 線管球・イメージインテンシファイア（I.I）・CCD カメラ込みのフルメンテナンスとすること。
1-5　　日本語の取扱説明書を当院指定数用意すること。
1-6　　取扱説明書に関する教育訓練は、当院が指定する日時・場所で行うこと。

以上